

第1章

政治の制度

第1節 権力分立制

1 権力分立制の意義

「権力分立制」とは、国家が行使すべき権限をいくつかに分け、それらをそれぞれ異なる人物や機関に委ね、行使させるという仕組みのことをいう。

権力分立制に関する理論として有名なものに、モンテスキューの「三権分立論」がある。これは、国家権力を「立法権」「行政権」「司法権」の三権に分け、それらをそれぞれ異なる国家機関に行使させ、互いにけん制させることにより、国民の権利や自由を保障しようとするものである。

■権力分立制 立法権・行政権・司法権

立法権	法を制定する権限のこと
行政権	法に基づき、政治を運営する権限のこと
司法権	法に基づき、社会的紛争を裁定する権限のこと

また、権力分立制に関する理論として、他にロックの「二権分立論」がある。これは、国家権力を「立法権（国家の最高権）」と「執行権（行政権と司法権を合わせたもの）」・「連合権（外交権）」の2つに分け、それらを異なる国家機関に行使させるというものである。

2 大統領制・議院内閣制

(1) 意義

権力分立制は、各国において様々な形で導入されている。それらは「大統領制」と「議院内閣制」に大別することができる。

「大統領制」とは、立法権を担う議会の議員と、行政権を担う大統領とをそれぞれ国民が選出し、議会と大統領は分離の関係にある政治制度のことをいう。また、「議院内閣制」とは、立法権を担う議会の議員を国民が選出し、行政権を担う内閣は議会の信任のもとその権限を行使するという政治制度のことをいう。

大統領制では、議会の議員と大統領が別々に選出されるので、議会と大統領の役割は明確に区別される（二元的代表制）。これに対して、議院内閣制では、議員の中から何人かを選び出して内閣をつくり、行政の仕事を任せるという形がとられるため、議会と内閣の関係は密接なものとなる。

(2) 大統領制と議院内閣制の違い

大統領制と議院内閣制の違いは、行政の責任者をどのようにして選出するかという点に現れている。大統領制の場合、行政の責任者となるのは、国民によって選出された大統領である。これに対して、議院内閣制の場合、行政の責任者となるのは、議会（特に下院）の信任を受けた内閣である。

3 アメリカの大統領制

(1) 連邦議会

アメリカでは、「厳格な三権分立」が確立されている。

アメリカの連邦議会は二院制をとっている。法律の制定に関して、両院は対等の権限を持ち、わが国やイギリスのような「下院の優越」は見られない。

なお、上院は、大統領が高級官僚や最高裁判事を任命する際に、これに同意を与える権限（＝任命同意権）を持つ。また、上院は、大統領が外国と結んだ条約を承認し、効力を持たせる権限（＝条約批准権）も持つ。

■アメリカ連邦議会

	定数	任期	選出方法	固有の権限
上院	100	6年※	直接選挙(各州から2名ずつ)	任命同意権 条約批准権
下院	435	2年	直接選挙(州内の各選挙区から1名ずつ)	歳入法案 先議権

※2年ごとに3分の1ずつ改選する

(2) 大統領

大統領は、行政権の最高責任者として大きな権限を有している。

しかし、大統領は、法案を議会に直接提出することはできない。もっとも、自らが望ましいと思う立法措置を、「教書」という形で議会に勧告することは認められている。教書の内容は、通常、大統領を支持する議員によって、法案として議会に提出される。

また、大統領は、議会の可決した法案を拒否し、その成立を妨げることができる（拒否権）。ただし、両院が出席議員の3分の2以上の賛成で再可決すれば、大統領が拒否権を行使したとしても、その法案を可決することができる。

■アメリカ大統領等

	役割	任期	選出・罷免方法
大統領	国家元首，行政権の最高責任者，軍の最高司令官	4年 ^{※1}	間接選挙による選出 議会による弾劾 ^{※2}
副大統領	大統領の控え ^{※3} ，上院議長	大統領と同じ	大統領とペアで選出 議会による弾劾
各省長官	大統領への助言者，省務担当	大統領と同じ	大統領による任免 議会による弾劾
大統領補佐官	大統領の個人的保佐	大統領と同じ	大統領による任免

※1 3選が禁止されている（最大2期8年）

※2 大統領が犯罪行為をした場合，下院の訴追により，上院において弾劾裁判が行われることとなる

※3 大統領が欠けた場合に，副大統領が大統領に昇格し，大統領の残りの任期を引き継ぐこととなる（例：ケネディ大統領暗殺事件の際は，副大統領だったジョンソン氏が大統領に昇格することとなった）

(3) 司法

アメリカでは連邦制がとられているため，連邦法に関わる国レベルの裁判所と，州法に関わる州レベルの裁判所という2つの系列が存在する。また，アメリカでは，裁判所の違憲立法審査権が認められているが，これは憲法に基づく制度ではなく，判例を通じて確立されてきたものである。

なお，イギリスでは違憲立法審査権がそもそも認められておらず，ヨーロッパ大陸諸国では一般に憲法裁判所が違憲立法審査権を行使するが，アメリカでは通常の裁判所がこれを行使するものとされている。